（電磁的方法による書類の閲覧等・法第四十条の二）

第三十一条の二　法第四十条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　閲覧する場合　電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と弁護人の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用して弁護人の使用に係る電子計算機の映像面に訴訟に関する書類又は証拠物の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法

二　謄写する場合　電子情報処理組織を使用して弁護人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに訴訟に関する書類又は証拠物を記録する方法

（裁判の告知）

第三十四条　裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

第三十四条の二　法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2　法第三百十二条の二第一項の規定による求めがあつた事件について、当該求めに係る個人特定事項（同条第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

3　検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定（これらの規定を法第三百十六条の二十三第二項において準用する場合を含む。）による措置をとつた事件又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第三百十六条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつた事件について、これらの措置に係る者（以下この項において「措置対象者」という。）若しくは措置対象者の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該措置対象者の氏名若しくは住居の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

（裁判の告知）

第三十四条　裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の謄本を送達してこれをしなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。

第三十四条の二　法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2　法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］